

## 船舶事故調査報告書

令和7年12月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和6年8月4日 12時30分頃
発生場所	長崎県平戸市の山大島北方沖 的山大島長崎鼻灯台から真方位307° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 31.7′ 東経129° 31.6′）
事故の概要	漁船正生丸の船長は、ごち網漁の操業中、落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 正生丸、4.4トン NS3-504238（漁船登録番号）、個人所有 12.22m（Lr）×2.49m×0.85m、FRP ディーゼル機関、110kW、平成2年1月26日 第292-47950号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 58歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月15日 免許証交付日 令和5年8月17日 （令和11年3月14日まで有効） 甲板員A 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月25日 免許証交付日 令和5年7月10日 （令和11年3月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	(1) 本事故発生までの経過 本船は、船長及び甲板員Aが乗り組み、ごち網漁の目的で、令和6年8月4日04時30分頃、的山大島北西方沖の漁場に向

け、平戸市<sup>たすけ</sup>田助漁港を出航した。

本船が行うごち網漁の作業方法は、まず、末端に浮標を取り付けた右舷側ロープ、漁網、左舷側ロープの順に、右回りで魚群を取り囲むように漁具を投入していく。次に、漁具を投入し終えた後、浮標を船上に取り込んで操舵室前部のローラーで両舷側のロープを巻き揚げ始める。その後、漁網の両端部が後部甲板上まで揚がった後、後部甲板の揚網機で漁網を巻き上げるものであった。

(図1参照)

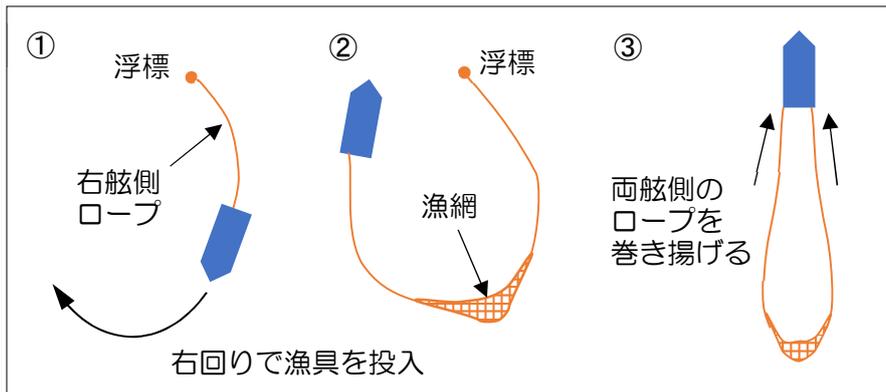


図1 作業方法概略

本船は、06時00分頃漁場に到着した後、作業を開始した。

本船は、的山大島北方沖の漁場に移動して投網後、船尾部から揚網作業を行っていたところ、漁網が海底に引っ掛かり揚網できなくなった。

船長は、海底に引っ掛かった漁網を外そうとしたが、外すことができなかったため、11時56分頃に携帯電話で僚船の船長(以下「僚船船長」という。)に「漁網が海底に引っ掛かったので手伝って欲しい」旨を連絡した。

連絡を受けた僚船船長は、その後、本船の近くに到着し、僚船を本船に接近させ、船長から海底に引っ掛かった漁網の左舷側ロープ(以下「本船左舷側ロープ」という。)を受け取り、僚船の操舵室前部に設置されたローラーに本船左舷側ロープを巻き付けた。

船長は、僚船船長に僚船の船首を南方に向けた状態で本船左舷側ロープを巻き揚げようように依頼した後、本船の船首を北東から東の方に向け、自らも操舵室前部右舷側に設置されたローラーで漁網の右舷側ロープを巻き揚げ始めた。(図2参照)

船長は、漁網が広がったことによって右舷側ロープが巻き上がり、その後、同ロープを巻き揚げ終えて漁網の一部が後部甲板上まで揚がってきたので、後部甲板に設置された揚網機に漁網を巻き付けた。

船長は、引き続き漁網を巻き上げていたところ、再び漁網が海

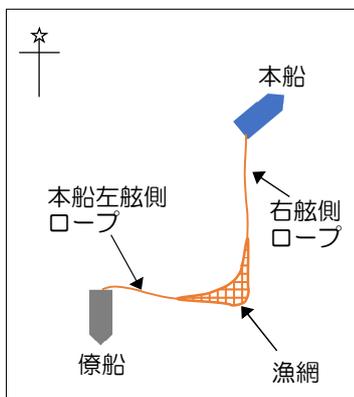


図2 本船と僚船の位置関係

底に引っ掛かり揚網できなくなった。

僚船船長は、本船と接近し過ぎないように適宜主機を操作し、途中で弛<sup>ゆる</sup>んでいた本船左舷側ロープが張ってきて、本船左舷側ロープを巻き揚げることができずにいたところ、僚船のプロペラ付近に本船左舷側ロープが近づいてきたので、船長にその旨を伝えた。

船長は、僚船船長に本船左舷側ロープを巻き揚げられるところまで巻き揚げて切断するように伝えた。

僚船船長は、本船左舷側ロープを包丁で切断した後、本船の方を見たところ、本船の後部甲板上に、途中まで揚網され散乱した状態の漁網が、その自重により船尾部から海中に繰り出されているのを認めた。

僚船船長は、船長が後部甲板の左舷側で漁網が海中に繰り出されているのを止めようとしている様子を見て、危ないので手伝おうと思い、僚船を右旋回させて本船の方に向かった。

船長は、途中まで揚網された漁網が船尾部から海中に繰り出される中、後部甲板の左舷側で漁網を足で押さえ、漁網が繰り出されるのを止めた。そして、操舵室にいた甲板員Aに対し、右舷側ロープを切断するので、前部甲板に置いてある包丁を持ってくるように指示した。

甲板員Aは、操舵室から前部甲板に向かって歩いていたところ、12時30分頃、船長の「痛い」という声が聞こえたので、後部甲板に戻って後部甲板上を見たが、船長の姿が見えなかった。

## (2) 本事故発生後の経過

甲板員Aは、船長が落水したと思って海面を探したところ、本船の右舷船尾方の海面に浮いている船長を発見した。

僚船船長は、本船に接舷させようとして僚船の乗組員に防舷材の準備をさせながら操船していたところ、本船から甲板員Aの叫び声が聞こえ、甲板員Aが本船の右舷船尾方の海面を指さしているのを見た。

僚船船長は、本船の船首側を通るように僚船を右旋回させ、甲板員Aが指さす所に僚船を接近させていたところ、本船の右舷船尾方にうつ伏せの状態に浮いている船長を発見した。

僚船船長は、更に僚船を船長に接近させ、僚船の乗組員がポートフックで船長が着用していた胴付長ズボンの肩紐部分を引っ掛けて僚船の方に引き寄せた後、12時33分頃もう1人の乗組員と協力して船長を僚船の甲板上に引き揚げた。

僚船船長は、12時34分頃118番通報した後、船長が意識のない状態であったので、僚船の乗組員に船長の心肺蘇生を行わ

	<p>せながら、僚船を操船して平戸市大根坂<sup>おおねざか</sup>漁港に向かった。</p> <p>船長は、来援した巡視艇によって大根坂漁港から平戸市平戸港に搬送された後、待機していた救急車で平戸市内の病院に搬送された。</p> <p>船長は、集中治療室で治療が行われたものの、19時20分に死亡が確認され、死因は溺死と検案された。</p> <p>甲板員Aは、漁網を海底から外すことができなかつたので、漁網の右舷側ロープを包丁で切断した後、本船を操船して田助漁港に帰航した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長に関する情報</p> <p>① 操業経験等</p> <p>船長は、学校を卒業後、約40年間にわたり、田助漁港を基地として主にごち網漁を行っていた。</p> <p>船長は、ふだんから甲板員Aと共にごち網漁を行っていた。</p> <p>② 健康状態</p> <p>船長の家族によれば、船長の健康状態は良好であった。</p> <p>③ 救助時の服装</p> <p>船長は、長袖シャツ、長ズボンを着用し、その上から胴付長ズボンを着用していたが、長靴を履いていなかった。</p> <p>④ 救命胴衣</p> <p>a 着用状況</p> <p>船長は、救助された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>救命胴衣は、本事故後、船内で発見された。</p> <p>b 法令</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）により、本船の暴露甲板上においては救命胴衣を着用する必要があった。</p> <p>(2) 本船に関する情報</p> <p>① 船体構造</p> <p>本船は、船体のほぼ中央部に操舵室があり、操舵室前部にはロープを巻き上げるためのローラーが、後部甲板には漁網を巻き上げるための揚網機がそれぞれ設置されていた。</p> <p>② ブルワークの高さ</p> <p>本船の甲板（後部甲板）のブルワーク<sup>*1</sup>は、舷側部の高さが甲板から約60cmであり、船尾部の高さが甲板から約65cmであった。</p>

\*1 「ブルワーク」とは、人や貨物が船外に落ちないように、又は波が甲板に打ち込まないように暴露甲板舷側に設けられた囲いをいう。

(写真1 参照)



写真1 本船の後部甲板

### 分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

不明

なし

なし

#### (1) 死傷者の状況

船長は、溺死した。

#### (2) 事故発生に関する解析

本船は、的山大島北方沖でごち網漁の揚網作業中、漁網が海底に引っ掛かり、引っ掛かった漁網を外そうとしていた際、船長が落水したものと考えられる。

#### (3) 事故発生の要因に関する解析

##### ① 漁網の状況

事故の経過(1)に記述したように、本事故発生前、本船の後部甲板上に、途中まで揚網され散乱した状態の漁網が、その自重により船尾部から海中に繰り出されていたものと考えられる。

##### ② 船長の姿勢の状況

事故の経過(1)に記述したように、本事故発生前、船長は、後部甲板で、船尾部から海中に繰り出される漁網を足で押さえていたものと考えられる。

##### ③ 船長の落水に至る状況

前記①及び②により、船長は、途中まで揚網された漁網が船尾部から海中に繰り出される状況で漁網を足で押さえていたことから、再び漁網が船尾部から海中に繰り出された際に漁網と共に落水したものと考えられる。

#### (4) 救命胴衣

	<p>船長は、本船の暴露甲板上においては救命胴衣を着用しなければならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、的山大島北方沖でごち網漁の揚網作業中、海底に引っ掛かった漁網を外そうとしていた際、船長が、途中まで揚網された漁網が船尾部から海中に繰り出される状況で漁網を足で押さえていたため、再び漁網が船尾部から海中に繰り出された際に漁網と共に落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、漁網が海底などに引っ掛かり、速やかに外すことができない場合、漁網と共に落水しないよう、体に絡まるおそれのある網やロープの状況に留意し、十分注意しながら作業を行うこと。</li> <li>・ 小型漁船の船長は、暴露甲板にあつては、常に救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

